

完了地区フォローアップ調査 宮川用水地区整備計画検討業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(業務概要) 第1-4条</p> <p>(土地への立入り等) 第1-5条</p> <p>(一般事項) 第1-6条</p>	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、国営土地改良事業において実施された宮川用水地区について、国営事業完了後における水利状況や施設管理状況等の課題を把握し、将来の整備計画策定に資するための資料整理を行うものである。</p> <p>本業務において調査対象とする施設の場所は、三重県多気郡多気町、同郡大台町、度会郡大紀町地内で、別添位置図に示すとおりである。</p> <p>本業務の概要は、次のとおりであり、詳細は第3章に示すとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 業務準備 (2) 水利状況調査 (3) 施設管理状況調査 (4) 取水量調査 (5) 点検取りまとめ <p>作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>なお、粟生頭首工右岸は民地のため立ち入らないこと。</p> <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 	

項 目	内 容	備 考														
(管理技術者) 第 1 - 7 条	<p>管理技術者は、共通仕様書第 1 - 6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="485 412 1313 848"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 412 719 456">資 格</th> <th data-bbox="719 412 938 456">技術部門</th> <th data-bbox="938 412 1313 456">選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 456 719 719" rowspan="2">技術士</td> <td data-bbox="719 456 938 584">農業</td> <td data-bbox="938 456 1313 584">農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="719 584 938 719">総合技術監理</td> <td data-bbox="938 584 1313 719">農業 - 農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 719 719 763">博士</td> <td data-bbox="719 719 938 763">農学</td> <td data-bbox="938 719 1313 763"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 763 719 848">シビルコンサルティング マネジャー</td> <td data-bbox="719 763 938 848">農業土木</td> <td data-bbox="938 763 1313 848"></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画	総合技術監理	農業 - 農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画	博士	農学		シビルコンサルティング マネジャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画														
	総合技術監理	農業 - 農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画														
博士	農学															
シビルコンサルティング マネジャー	農業土木															
(担当技術者) 第 1 - 8 条	<p>担当技術者は、共通仕様書第 1 - 8 条によるものとする。</p>															
(配置技術者の確認) 第 1 - 9 条	<p>共通仕様書第 1 - 11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1 - 12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>															
(保険加入) 第 1 - 10 条	<p>受注者は、共通仕様書第 1 - 37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>															

項 目	内 容	備 考																																											
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2 - 1 条 (対象施設) 第 2 - 2 条 (貸与資料) 第 2 - 3 条	<p data-bbox="488 286 1316 405"> 本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書とし共通仕様書第 2 - 1 条によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 </p> <table border="1" data-bbox="488 465 1286 1422"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>発行所</th> <th>制定(改訂)年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>土地改良事業計画設計基準及び運用・解説「水路工」</td> <td rowspan="2">(社)農業農村工学会</td> <td>H26. 3</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>土地改良事業計画設計基準及び運用・解説「パイプライン」</td> <td>R 3 . 6</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>土地改良事業計画設計基準及び運用・解説「ポンプ場」</td> <td>農林水産省農村振興局</td> <td>H30. 5</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>農業水利施設の機能保全の手引き※</td> <td rowspan="5">食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会</td> <td>R 5 . 4</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」※</td> <td>H28. 8</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」※</td> <td>H28. 8</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場(ポンプ設備)」※</td> <td>H25. 4</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>農業水利施設の機能保全の手引き「電気設備」※</td> <td>H25. 5</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>農業水利施設の長寿命化のための手引き※</td> <td>農林水産省農村振興局</td> <td>H27. 11</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="488 1429 1295 1460"> ※https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/sutomane/index.html 参照 </p> <p data-bbox="512 1559 1246 1590"> 本業務の対象となる施設は、別紙 - 1 業務対象施設による。 </p> <p data-bbox="512 1697 914 1729"> 貸与資料は、次のとおりとする。 </p> <table border="1" data-bbox="488 1736 1286 2042"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>貸 与 資 料</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">報告書</td> <td>平成 23 年度 広域基盤整備計画調査 伊勢平野地域 現状分析検討他業務</td> <td rowspan="3">1 式</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度 広域基盤整備計画調査 伊勢平野地域 水利用状況観測業務</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度 広域基盤整備計画調査 伊勢平野地域 更新整備計画等検討業務</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月	1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説「水路工」	(社)農業農村工学会	H26. 3	2	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説「パイプライン」	R 3 . 6	3	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説「ポンプ場」	農林水産省農村振興局	H30. 5	4	農業水利施設の機能保全の手引き※	食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会	R 5 . 4	5	農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」※	H28. 8	6	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」※	H28. 8	7	農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場(ポンプ設備)」※	H25. 4	8	農業水利施設の機能保全の手引き「電気設備」※	H25. 5	9	農業水利施設の長寿命化のための手引き※	農林水産省農村振興局	H27. 11	分 類	貸 与 資 料	数 量	報告書	平成 23 年度 広域基盤整備計画調査 伊勢平野地域 現状分析検討他業務	1 式	平成 23 年度 広域基盤整備計画調査 伊勢平野地域 水利用状況観測業務	平成 24 年度 広域基盤整備計画調査 伊勢平野地域 更新整備計画等検討業務	
番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月																																										
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説「水路工」	(社)農業農村工学会	H26. 3																																										
2	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説「パイプライン」		R 3 . 6																																										
3	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説「ポンプ場」	農林水産省農村振興局	H30. 5																																										
4	農業水利施設の機能保全の手引き※	食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会	R 5 . 4																																										
5	農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」※		H28. 8																																										
6	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」※		H28. 8																																										
7	農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場(ポンプ設備)」※		H25. 4																																										
8	農業水利施設の機能保全の手引き「電気設備」※		H25. 5																																										
9	農業水利施設の長寿命化のための手引き※	農林水産省農村振興局	H27. 11																																										
分 類	貸 与 資 料	数 量																																											
報告書	平成 23 年度 広域基盤整備計画調査 伊勢平野地域 現状分析検討他業務	1 式																																											
	平成 23 年度 広域基盤整備計画調査 伊勢平野地域 水利用状況観測業務																																												
	平成 24 年度 広域基盤整備計画調査 伊勢平野地域 更新整備計画等検討業務																																												

項 目	内 容	備 考																	
<p>(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2 - 4 条</p> <p>第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3 - 1 条</p> <p>(作業の留意点) 第 3 - 2 条</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="480 208 600 297"></td> <td data-bbox="600 208 1193 297">平成 25 年度 広域基盤整備計画調査 伊勢平野地域広域基盤整備計画書作成業務</td> <td data-bbox="1193 208 1289 297"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 297 600 387"></td> <td data-bbox="600 297 1193 387">国営施設応急対策事業 宮川用水地区施設劣化原因調査業務</td> <td data-bbox="1193 297 1289 387"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 387 600 477"></td> <td data-bbox="600 387 1193 477">平成 28 年度 完了地区フォローアップ調査 宮川用水第二期地区施設管理状況整理等業務</td> <td data-bbox="1193 387 1289 477"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 477 600 566"></td> <td data-bbox="600 477 1193 566">令和 5 年度 完了地区フォローアップ調査 宮川用水地区施設管理状況整理等業務</td> <td data-bbox="1193 477 1289 566"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 566 600 689">事業誌</td> <td data-bbox="600 566 1193 622">国営かんがい排水事業 宮川用水第二期地区</td> <td data-bbox="1193 566 1289 689" rowspan="2">1 式</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="600 622 1193 689">国営施設応急対策事業 宮川用水地区</td> </tr> </table>		平成 25 年度 広域基盤整備計画調査 伊勢平野地域広域基盤整備計画書作成業務			国営施設応急対策事業 宮川用水地区施設劣化原因調査業務			平成 28 年度 完了地区フォローアップ調査 宮川用水第二期地区施設管理状況整理等業務			令和 5 年度 完了地区フォローアップ調査 宮川用水地区施設管理状況整理等業務		事業誌	国営かんがい排水事業 宮川用水第二期地区	1 式		国営施設応急対策事業 宮川用水地区	
		平成 25 年度 広域基盤整備計画調査 伊勢平野地域広域基盤整備計画書作成業務																	
	国営施設応急対策事業 宮川用水地区施設劣化原因調査業務																		
	平成 28 年度 完了地区フォローアップ調査 宮川用水第二期地区施設管理状況整理等業務																		
	令和 5 年度 完了地区フォローアップ調査 宮川用水地区施設管理状況整理等業務																		
事業誌	国営かんがい排水事業 宮川用水第二期地区	1 式																	
	国営施設応急対策事業 宮川用水地区																		
	<p>また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>第 2 - 1 条、第 2 - 3 条に示す図書及び資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 資料及び資料の記載事項に相互に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 図書は、作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p> <p>本業務における作業項目及び数量は、別紙 - 2 作業項目内訳表に示すとおりである。</p> <p>本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>(3) 現地調査において著しく機能が低下している箇所を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。</p>																		

項 目	内 容	備 考
<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p>	<p>(4) 第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(5) 現地調査等の実施に当たっては、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。</p> <p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手段階 第2回 水利状況調査整理段階 第3回 施設管理状況調査整理段階 第4回 報告書作成段階 最終回 取りまとめ段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者は速やかに業務打合せ記録簿を作成し、その都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、別紙-3に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>	
<p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p> <p>(成果物の提出先) 第5-2条</p>	<p>成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体(CD-R等) 2部 (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所 愛知県名古屋市昭和区安田通四丁目8番</p>	

項 目	内 容	備 考
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6 - 1 条	<p>業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第 2 - 2 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。 (2) 第 3 - 1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第 4 - 1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 5 - 1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間に変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他 	
第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7 - 1 条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

施 設 項 目	構 造 形 式 等	数 量
	調整施設 制水弁工 通気工 空気弁工 排泥工	2ヶ所 15カ所 3カ所 3カ所
7. 明野支線水路	総延長 (内訳) 管水路：φ1,500 (FRPM管 444.24m、合成管 119.35m、SP管 14.27m) 分水工	577.86m 577.86m 2カ所

別紙－3（第4－1条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とする

業務区分	A	B	C	D
建設コンサルタント（土木関係のもの）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額